

【平成30年度小鹿野町自己評価シート】

小鹿野町福祉課(令和元年10月)

第7期小鹿野町総合保健福祉計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価結果報告

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)			
タイトル	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価		課題と対応策
一般高齢者の予防の取り組み	一般高齢者が、地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。「健康講演会の開催」の積極的な実施や「こじか筋力体操」等の住民主体の通いの場を支援し、地域介護予防活動の場の拡大・充実を支援します。	①健康講演会の開催 ②こじか筋力体操の推進	①(H30) (R1) (R2) ①開催数 5回 5回 5回 ②か所数 15か所 17か所 18か所 ③参加人数 330人 370人 400人	①健康講演会開催数 ②こじか筋力体操の推進 ③参加人数 5回 13か所 359人	○	生涯、自立して生活するために大切なことと題した講演会と、活動団体の発表を「生きがい自慢大会」として開催し好評だった。 養成講座に11名が受講され、ボランティア組織こじかクラブに加わり活動している。 活動の場は13か所で増やせなかつたが、参加者は増加し参加者の体力測定結果も維持できている。	今後も発表の場や交流の機会を計画し、一般高齢者に自立支援の考え方を周知、実践を働きかける。 こじか筋力体操の活動の場のか所数は、H29年度と同様であったが、デイサービスへの慰問で関心を持ってもらうなど、説明等には力を入れた。R元年度は2ヶ所実施予定があり、区長会議で説明するなど予定している。
要介護者の自立支援	介護予防での成果を踏まえ、介護予防・自立支援の取り組みを要介護認定者にも広げていくことで、要介護1、2の方には重度化防止を、要介護3以上の方には、施設入所せず自宅で生活できる支援を充実させていく必要がある。 高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、その方の尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、ニーズの把握や在宅で生活する上の支援を行っていく。	①自立支援型地域ケア会議での検討件数 ②介護支援専門員研修会 ③ケアプランに対する相談	①(H30) (R1) (R2) ①検討件数 2件 5件 10件 ②開催件数 1回 1回 1回 ③相談件数 12件 20件 24件	①自立支援型地域ケア会議での検討件数 ②介護支援専門員研修会 ③ケアプランに対する相談 6件 7回 15件	○	自立支援型地域ケア会議は、計画どおり6回実施できた。 助言者を講師とし、自立支援の視点での注意点などをアドバイスいただいた。	自立支援型地域ケア会議は、包括職員だけでなく要介護認定者にも広げ、多くのケアマネや事業所に働きかけた。 自立に向けた支援を目指し、マネジメント力を高め、多職種で協議する会議や研修を進めていく。
介護保険サービス未利用者の減少	高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう、在宅医療と介護の連携を推進し、地域で生活する上の支援を行うことが必要です。そのため、要介護認定者で在宅サービスを利用していない方に、適切なサービスを利用してもらい、いつまでも在宅で生活してもらえるよう、要介護認定者の介護保険サービス未利用率の減少を目指します。	①介護保険サービス未利用率の減少 認定調査時の状況把握と包括職員による個別相談	①(H30) (R1) (R2) ①未利用率 18%以下 17%以下 16%以下 を計上 ※現状18.6%(平成29年7月月報)	①介護保険サービス未利用率の減少 14.5%	○	計画の目標値18%以下を大幅に上回った数値となった。	認定申請の前に簡略化したチェックシートを実施しており、どの程度支援が必要なのかを事前に知ることができ、認定申請を行うほどではない方に対しては介護予防事業等の案内をしている。また、更新申請の際にも、サービスを利用していない方へは、保健師が直接訪問して認定の更新申請が必要かどうか相談しながら、個々に適した支援へつなげている。そうしたことからサービスを利用するため申請する人が大半を占めており、未利用率の減少となった。今後も継続してチェック等実施していきたい。
介護給付の適正化事業の目標	介護保険事業の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定したうえで、利用者が真に必要とするサービスを、介護サービス事業者がルールに従って、適切に提供することが重要です。 そのため、保険者である町が積極的に取り組み、介護サービス事業者の適正な運営を促します。 具体的には、県が策定した「埼玉県介護給付適正化計画」に基づき、5つの主要事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知)を中心とした取り組みを推進し、介護給付の適正化に努めます。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知 ⑥給付実績の活用	①(H30) (R1) (R2) ①認定調査員研修の年1回実施 意見交換会の月1回実施 ②町内全ての居宅介護支援事業所に対し、順次点検を実施 ③引き続き住宅改修の全件の現地調査を実施 ④毎月実施 ⑤年2回(6ヶ月分/1回) ⑥毎月実施 ※毎年、同じ目標となっている。	①要介護認定の適正化 ・認定調査員研修の年1回実施 ・意見交換会の月1回実施 ②ケアプランの点検 ・町内全ての居宅介護支援事業所に対し、順次点検を実施 ③住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査 ・住宅改修の全件の現地調査を実施 ④医療情報との突合・縦覧点検 ・毎月実施 ⑤介護給付費通知 ・年2回(6ヶ月分/1回) ⑥給付実績の活用 ・毎月実施	○	・認定調査員研修は年1回実施できた。意見交換会は月1回以上行っている。 ・ケアプラン点検は、事業所から提供されたものについてすべて点検を実施。指摘事項もあり、適正化へつながっている。 ・住宅改修の現地調査は全件実施できた。 ・国保連合会のデータ提供により突合・縦覧点検を毎月実施した。 ・介護給付費通知 年2回(9月、3月)実施できた。 ・介護給付適正化システム提供の給付実績のチェックが毎月できている。	住宅改修は、当町は全件現地調査を実施しているが、立会者の連絡調整等が困難なケースがあった。そのため、確認に時間が掛かり、支給決定までの時間を要する。 ケアマネ等との連絡調整により、訪問の機会を見つけ調査が実施できた。